

# 熊本県公報

第13147号  
令和4年(2022年)  
7月22日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	( 〃 ) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 3
○熊本県税の収納事務の委託	(税務課) 4
○熊本都市計画道路の変更	(都市計画課) 5
○熊本県税のクレジット収納に係る指定納付受託者の指定	(税務課) 5
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
<b>公 告</b>	
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 6
○土地改良事業(維持管理)計画の変更	(農村計画課) 6
○人吉都市計画土地区画整理事業(紺屋町被災市街地復興土地 区画整理事業)の決定(人吉市決定)	(都市計画課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 7
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 7
○[財産経営課]移動棚・自立棚一式の落札者	(管理調達課) 7
○熊本県新総合財務会計システム基本設計業務に係る随意契約 による相手方の決定	(会計課) 8
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 8
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 8
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 ) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立第一高等学校仮設校舎賃貸借に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格等	(施設課) 9
○熊本県立第一高等学校仮設校舎賃貸借に係る一般競争入札の 実施	( 〃 ) 10
○令和4年度(2022年度)第1回熊本県文化財保護審議会 の開催	(文化財保護審議会) 13
○熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則	(高校教育課) 14
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則	( 〃 ) 14
○熊本県市町村職員共済組合の令和3年度決算	(市町村職員共済組合) 14

## 告 示

### 熊本県告示第514号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字井手尾586番13(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字井手尾586番13(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第515号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字高山3142番1・3142番2・3142番4・3158番1・3160番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3142番3、3146番2、3160番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第516号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市深海町字池田631番1・748番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、739番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字池田748番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第517号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）7月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市天草町福連木字角ノ口 無番地先から	前	6.6 ～	236.1	土砂災害対策

	同所	無番地先まで	30.5	236.1
			後 16.0 ～ 72.5	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)7月22日

**熊本県告示第518号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)7月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	住吉熊本線	菊池市泗水町大字永字松尾峠 2580番1地先から 合志市大字幾久富字新山口 425番1地先まで	前	10.4 ～ 46.2	580.0	広域連携交付金
			後	10.4 ～ 40.0	580.0	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)7月22日

**熊本県告示第519号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字國見字柏木谷561番1、562番1、565番、566番、569番、570番、570番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏木谷566番・569番・570番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第520号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字海路字高田辺谷1784番、字桃木平1872番、1878番、1882番、1885番、1897番、1913番1、1928番1、1932番、字下田辺1962番5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高田辺谷1784番・字桃木平1872番・1878番・1882番・193

2番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1885番、字下田辺1962番5(次の図に示す部分に限る。)  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第521号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により次のとおり個人の事業税、不動産取得税及び自動車税(普通徴収に係るものに限る。)に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ及びモバイルレジによる収納事務	令和4年(2022年)7月1日から 令和5年(2023年)3月31日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における収納事務	同上
ピリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	収納事務の取りまとめ及びPay Bによる収納事務	同上
LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Payによる収納事務	同上
Pay Pay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号	Pay Payによる収納事務	同上
KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	au PAYによる収納事務	同上
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払いによる収納事務	同上

株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町一丁目5番5号

J-Coin  
Payによる収  
納事務

同上

**熊本県告示第522号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類  
熊本都市計画道路
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
合志市大字竹迫字東岩迫、字西岩迫、字北鳥越、字宇土、字迎五本松、字坂ノ上、大字幾久富字下砂土原、字上請地、字中原、字笹山、大字上庄字高見、字壺ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字中野、字揚土、字田久保、字豆ヶ原、字大坪、大字栄字豆原、字碩代、字北受、字石本、字中野、大字合生字辻久保、字汐浸、字辻原、字小合志原、大字御代志字北亀甲、字宅地、字天神免、字古屋敷、大字野々島字沖田、字中原、字枇杷田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野の各一部
- 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第523号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
(1) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号  
(2) ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3番2号
- 指定納付受託者を指定した日  
令和4年（2022年）6月30日
- 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類  
熊本県税のうち個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割
- 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間  
令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

**熊本県告示第524号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 検査の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 検査の対象家畜  
肉用牛 3頭
- 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和4年（2022年） 8月23日（火）	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

**熊本県告示第525号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年（2022年）7月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字小笹字岩井谷	前	6.0 ～ 19.3	148.4	活力創出基盤交付金
		714番地先から同所 716番地先まで	後	10.9 ～ 23.5	148.4	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)7月22日

**公 告**

**熊本県公告第490号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮崎 聖貴	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字八番割236番1ほか5筆
宮崎 聖貴	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字壱四番割395番1ほか4筆
川口 博之	八代市松江町	八代市平山新町字西新開3167番ほか1筆
松尾 弘信	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字壱六番割271番1
合同会社稲津農産	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字四番割1475番ほか2筆
上村 浩二	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字石橋950番1ほか3筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字上大丸940番
山下 恭平	葦北郡芦北町田浦	葦北郡芦北町大字宮崎字村下295番1ほか6筆
源嶋 昭広	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字安心1251番1
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字西字上鶴3727番1ほか9筆
上村 正道	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字耳取1500番1

2 認可年月日

令和4年(2022年)7月11日

**熊本県公告第491号**

令和4年(2022年)1月18日付けで熊本市南区に事務所を置く渡鹿堰土地改良区理事長米村邦男から申請のあった渡鹿堰土地改良区土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和4年(2022年)7月5日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第11項により公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第492号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により人吉市から人吉

都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第493号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字平田字下津留1004番2、同1002番1、同1002番4、同1002番5、同1001番1及び同1001番3  
444.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区尾ノ上一丁目2番20号ノースヴィラ1号館301  
伴 加寿希  
伴 真奈保

#### 熊本県公告第494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園1040番1  
253.35平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字鯨2798番地1ファンタジアII101  
齊藤 友祐

#### 熊本県公告第495号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営天草中央北地区(平河内工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央北地区(平河内工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年(2022年)7月25日から令和4年(2022年)8月22日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

#### 熊本県公告第496号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
移動棚・自立棚一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局管理調達課調達班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年(2022年)7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社おくばオーエスブレイン

- 5 熊本市東区尾ノ上1丁目18-20  
落札金額  
144,650,000円(うち消費税及び地方消費税の額13,150,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和4年(2022年)5月24日

**熊本県公告第497号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。  
令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称  
熊本県新総合財務会計システム基本設計業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県出納局会計課システム・出納班  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年(2022年)6月15日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
グラフィス・アーキテクト株式会社  
東京都港区赤坂二丁目20番5号
- 5 契約金額  
39,479,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,589,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

**熊本県公告第498号**

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	浅生 雪男	球磨郡錦町大字木上南1272番地1

**熊本県公告第499号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社すえ広 ファーム	菊池郡菊陽町辛川	熊本市東区戸島六丁目155番1ほか2筆
芹川 弘征	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字上ノ鶴360番1ほか1筆
原田 一道	上益城郡山都町猿渡	上益城郡山都町御所字力石5082番ほか2筆
農事組合法人お こば	人吉市大畑麓町長谷 川内	人吉市大畑麓町字山ノ尻3723番ほか4筆
農事組合法人お	人吉市大畑麓町長谷	人吉市上漆田町字石原4317番ほか4筆

こば	川内	
山田 金司	人吉市下田代町	人吉市下田代町字中島1376番ほか1筆
東 照	人吉市下田代町	人吉市下田代町字才田代555番1ほか2筆
高木 明昇	人吉市矢黒町	人吉市矢黒町字崎岡2383番
東 恵喜	球磨郡相良村柳瀬	人吉市下永野町字下天ヶ野2422番ほか2筆
永山 芳宏	人吉市上永野町	人吉市下永野町字蕎麦野1313番ほか2筆
横谷 政美	人吉市下永野町	人吉市上戸越町字耳取2028番ほか2筆
向岩 大輔	熊本市南区富合町清藤	人吉市上原田町字上原字八反堀1311番
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字大柿字宮本595番ほか4筆
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字大柿字八龍261番ほか4筆
堤 幸平	人吉市中林町	人吉市上林町字陳ノ内1488番ほか1筆
大無田 夏輝	人吉市下原田町荒毛	人吉市上原田町字牛塚字牛塚365番ほか2筆
恒松 大樹	人吉市大畑麓町	人吉市上漆田町字昼ノ子3698番

2 認可年月日  
令和4年(2022年)7月15日

**熊本県公告第500号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
緒方 晴人	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字川添2471番ほか2筆
徳永 健次	葦北郡芦北町大岩	葦北郡芦北町大字宮崎字松ノ本66番5ほか1筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上西字知敷原2番8
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原1番38

2 認可年月日  
令和4年(2022年)7月15日

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第26号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県立第一高等学校仮設校舎賃貸借業務

- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和4年(2022年)8月5日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年(2024年)10月1日から令和6年(2024年)11月30日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第33号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県立第一高等学校仮設校舎賃貸借業務

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財班(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

熊本県立第一高等学校仮設校舎賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)4月30日(金)まで

(6) 履行場所

熊本県立第一高等学校内

熊本中央区古城町3番1号

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委

- 託等) 運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加する期間以降も随時受ける必要となる場合は、入札参加資格内容変更届を次のアに加する期間に提出するが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から令和4年(2022年)8月5日(金)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和4年(2022年)8月22日(月)午後5時まで
- (4) 提出先  
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)8月22日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年(2022年)9月1日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年(2022年)8月31日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和4年(2022年)9月1日(木)午前10時  
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入

- 札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年(2022年)8月31日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付に於いては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出ることも入札金額錯誤届を提出することとする。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する

- ことができる。  
 ア 納付期限 (3) の申出期限  
 イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他  
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ  
 (1) 問合せ先  
 ア 入札の確認申請等に関すること。  
 熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財班  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 1 5  
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 4 - 9 1 1 6  
 イ 仕様書の内容に関すること。  
 熊本県教育庁教育総務局施設課整備班  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 1 6  
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 4 - 9 1 1 6  
 ウ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1  
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0  
 エ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課調達班  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0  
 ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0  
 オ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2  
 ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5
- (2) 受付時間  
 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)
- 8 S u m m a r y  
 (1) Name and Content of Consignment  
 Kumamoto Prefectural Daiichi High School temporary school building facilities leasing  
 (2) Date and Place for tender  
 Date: September 1, 2022, 10:00 am  
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
 (2nd floor of Prefectural Government Main Building)  
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Kumamoto Prefectural Board of Education  
 Facility Division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8609, Japan  
 Phone: 096-333-2715  
 (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

令和4年(2022年)7月22日

熊本県文化財保護審議会 会長 山尾 敏孝

- 1 開催日時  
 令和4年(2022年)7月29日(金)午前9時30分から
- 2 開催場所  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室
- 3 議題  
 (1) 諮問事項  
 文化財の熊本県指定に関する諮問  
 (2) 協議事項  
 県指定文化財候補について

- (3) 報告事項
  - ア 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財の復旧状況について
  - イ 平成28年熊本地震文化財復旧記録集の刊行について
  - ウ 熊本県文化財保存活用大綱に係る取り組みについて
  - エ その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

6 傍聴における留意事項

3 (3) 報告事項のみを公開する。

なお、傍聴希望者は、事務局の指示に従い、手指の消毒やマスク着用など、新型コロナウイルス感染症に係る適切な感染防止策を講じた上で、会議の会場に入ることができ

7 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査班  
(電話096-333-2706)

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年7月22日

熊本県教育長 白石伸一

**熊本県教育委員会規則第7号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）  
の一部を次のように改正する。  
別表県北学区の項高等学校名の欄中「岱志高等学校」及び「高森高等学校」を削り、同  
項通学区域の欄中「高森高等学校には、上益城郡山都町のうち旧蘇陽町を加える。」を削  
る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する岱志高等学校及び高森高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年7月22日

熊本県教育長 白石伸一

**熊本県教育委員会規則第8号**

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のよう  
に改正する。  
別表熊本県立高森高等学校の項中「普通科」を「普通科 マンガ学科」に改め、同表熊  
本県立熊本工業高等学校の項中「繊維工業科」を「テキスタイルデザイン科」に改め、同  
表熊本県立北稜高等学校の項中「普通科 ビジネスマネジメント科 園芸科学科 造園科  
家政科学科」を「商業科 園芸科 造園科 家政科」に改め、同表熊本県立八代農業高  
等学校の項中「園芸科学科 食品科学科 農業工学科 福祉家庭科」を「食農創造科 生  
産土木科 家庭科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する熊本県立高森高等学校全日制普通科、熊本県立熊本工業高等  
学校全日制繊維工業科、熊本県立北稜高等学校全日制普通科、ビジネスマネジメント科、  
園芸科学科及び家政科学科並びに熊本県立八代農業高等学校全日制園芸科学科、食品科  
学科、農業工学科及び福祉家庭科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年3月  
31日までの間、存続するものとする。

**熊本県市町村職員共済組合**

熊本県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告す  
る。

令和4年7月22日

熊本県市町村職員共済組合理事長 田嶋章二

損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貸付	物資
収										
負担金		16,920,622	887,828	118,158			236,003	187,282		
短期負担金	7,055,857									
介護負担金	723,992									
組合員保険料		10,795,732								
掛金			887,818					182,151		
短期掛金	5,863,011									
介護掛金	723,955									
短期任意継続掛金	116,472									
介護任意継続掛金	15,824									
組合員貸付金利息									21,130	
受託商品手数料										46,170
連合会からの交付金	1,967,121						90,904		663	
利息及び配当金					9,791	845	12	7	1	7,899
短期利息及び短期配当金	18									
介護利息	1									
その他収入	1,002,951						101			19,708
他経理から繰入							44,320			
前年度繰越支払準備金	978,105									
前期損益修正益										
計	18,447,307	27,716,354	1,775,646	118,158	9,791	845	371,339	369,440	21,793	73,777
支										
給付金	6,738,183									
役員給与							162,171	17,401	4,107	25,859
厚生費							324	283,974	12	51
特定健康診査等費								36,200		
旅費・事務費							20,086	3,360	2,616	3,171
委託費							7,405	1,611	330	165
賃借料							20,249	3,976	3,870	5,091
普及費							3,669	470	1,076	1,551
負担金							28,521	2,934	684	5,936
負担金払込金		16,920,622	887,828	118,158						
保険料払込金		10,795,732								
掛金払込金			887,818							
貸倒引当金繰入										3,000
支払利息					9,791	845			4,969	4,821
退職者給付拠出金	85									
前期高齢者納付金	4,514,089									
後期高齢者支援金	2,715,211									
病床転換支援金	9									
介護納付金	1,446,726									
連合会分担金							7,623	4,864		
事務費負担金払込金							104,867			
連合会払込金	158,133									
連合会拠出金	591,494									
連合会返還金	308,627									
貸付債権保全金										
貸付債権保全金利息										
他経理へ繰入	44,320									
その他支出	15,080						2,448	234	333	9,103
次年度繰越支払準備金	1,020,022									
前期損益修正損	1,039									
固定資産除却損										
計	17,553,018	27,716,354	1,775,646	118,158	9,791	845	357,364	355,024	17,997	58,749
差引当期利益金又は当期損失金(△)							13,975	14,416	3,796	15,028
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)	879,318									
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	14,971									

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	3,133,017	1,653,947	111,245	758	34,406	146,517	766,190	375,809	94,865	814,053
	固定資産					1,000,000	2,658,356	6,973		1,697,771	
	資産合計	3,133,017	1,653,947	111,245	758	1,034,406	2,804,873	773,163	375,809	1,792,636	814,053
負債	流動負債	740,512	1,653,947	111,245	758			11,682	41,731	5	83,638
	固定負債	1,020,022				1,034,406	2,804,873	217,617	19,002	551,799	543,120
	負債合計	1,760,534	1,653,947	111,245	758	1,034,406	2,804,873	229,298	60,733	551,804	626,758
純資産	利益剰余金(欠損金)	1,372,483						543,864	315,076	1,240,832	187,294
	純資産合計	1,372,483						543,864	315,076	1,240,832	187,294
	負債・純資産合計	3,133,017	1,653,947	111,245	758	1,034,406	2,804,873	773,163	375,809	1,792,636	814,053

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。